

防災対策調査特別委員会

（平成24年8月10日）

小林博次委員長

おはようございます。

第16回目の防災対策調査特別委員会をただいまから始めたいと思います。

資料の確認ですが、資料16 1から16 7まで7点ございますので、ご確認いただきたいと思います。資料16 1については、前回の特別委員会のまとめですから、またご確認いただいております。

それでは、資料16 2から16 7までを、全部一遍に説明いただきたいと思います。まず、教育委員会のほうからご説明いただきたいと思います。

吉田指導課長

指導課の吉田でございます。

資料16 2でございますが、毎年度、年度初めに各学校への防災マニュアルということで、各学校に策定をし、提出するようにしております。

1ページを開いていただきますと、目次のほうがありますが、日常の防災体制、火災体制等について書いてあります。1ページのところですが、前回のところでもありましたように、いわゆる大きな地震等があった場合には、子どもたちの安全確保を第一義としながらも、避難所対応等、ちょうど中段にございますが、避難所対応・住民受け入れ班というものを設定して対応するようになっております。

続いて、2ページ以降でございますが、それぞれの避難経路を描かせていただいております。特に3ページの下のところ、津波警報発令時の避難場所ということで、もし、このような発生があった場合は、各学年、いわゆるできるだけ高いところへ上げるという形でさせていただき、真ん中のところには地域住民や近隣の学校、園等の入っていただく部屋というか階を設定しているというようなことでございます。

続いて、4ページ、これは具体的に避難経路、学校、園以外へ出ていった場合の避難経路の図示でございます。少し、1ページ、白紙がありますが、続いて5ページ、6ページ、7ページ、8ページ等、どのような形でそれぞれの在校中、休憩時間、放課後、登下校中、校外活動中というふうな場合分けをしながら、どのような対応をしていくかということが、

各学校できちっと設定をするように指示をしてあります。

9ページのほうですが、9ページが(9)学校が避難所となった際の対応という形で、地区防災組織、市職員と連携し、避難所運営に必要な業務が開始されるように努めるといふふうな形で書かせていただいております。これについても、先ほど1ページのほうにありました避難所対応・住民受け入れ班というような形を具体的により示したものでございます。

最後に、9ページの一番下、右下のところに鍵の保管場所等を書くように指示をしております。

あとは、防災教育関係、日ごろの防災教育関係で利用できるような資料をつけさせていただいて、このようなマニュアルを各校、園で作成するようになっております。

以上でございます。

寺村副教育長

おはようございます。

教育委員会の資料として、ちょっと資料が飛んで大変申しわけないんですが、資料167というところをごらんいただきたいと思います。

これは、前回の当委員会のほうで、私ども資料15 12で、公立幼稚園の避難場所について資料を提示させていただいたわけなんですけど、今回、前回私立幼稚園についての避難場所を提示させていただけなかったもので、今回資料16 7として私立幼稚園14園の緊急時の避難場所としてはこういうところを設定しているということで、今回資料を提示させていただきます。前回と資料が離れ離れになって大変申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

小林博次委員長

それでは、資料16 3。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。おはようございます。

それでは、資料16 3 についてご説明させていただきたいと思います。

資料16 3 につきましては、災害時要援護者の避難の状況につきまして、イメージ化した図面ございまして、まず、災害が発生し、災害対策本部より地区市民センター等への情報連絡並びに各住民に対してテレビ、ラジオ、防災行政無線等を活用して、地域住民の皆さんに情報を提供すると。その中で、災害時要援護者の方々に対して、地域の自治会、自主防災隊等が避難に対する支援を行う、また、家族、近所の人がこの避難に協力をしながら、避難所への避難を行うと。

なお、津波等において避難所までの避難が困難であるという判断の場合は、津波避難ビルに一時的に避難をしていただいた後に、避難所のほうへ避難をします。その後、避難所におきまして、その要援護者の方々の状況に応じまして、必要がある方につきましては病院のほうへ搬送される、また、高齢者、障害者等で一般の方との生活が困難な場合につきましては、福祉避難所である二次避難所のほうへ行っていただく、また、重度の要介護の必要のある方につきましては、社会福祉施設へ行っていただくような、要援護者が援護され避難した後の行動等につきまして図示した資料16 3 の概要でございます。

私のほうからは以上でございます。

小林博次委員長

それでは、資料16 4、これは、前回資料15 6、7、それから要援護者数の資料、こういうものが出されておりますが、改めて資料16 4それから資料16 5、保育園における避難、前回も資料15 8で出させていただいておりますが、福祉部のほうから説明をいただきます。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。おはようございます。

私からは、災害時に支援が必要な高齢者や障害者についてのご説明をさせていただきます。資料16 4でございます。

1枚目、表面には、災害時に支援に回っていただく側の方をお願いをしたい日ごろの備えや避難行動について、また、その裏面には、障害別の主な状態や支援のポイントについて一覧にまとめさせていただいておりますので、ご確認をいただければと思います。

続きまして、2枚目の防災対策調査特別委員会資料でございます。災害も含めまして種々の課題について、障害者団体連合会とは年に1回懇談会を実施しております。

とりわけ、災害時における迅速な避難行動を実現していくためには、自助、共助、公助の部分それぞれ有機的に機能させていく必要がございます。障害者団体連合会としましても、例えば、危機管理室のほうから講師を招いての防災訓練等を実施して災害に備えているところでございます。一方では、地域のどこに障害者がいるのかわからないといったご意見もお聞きをいたします。

したがいまして、市として、障害者団体の皆さんには、まずは障害者団体の役員の人たちがそれぞれ地域で開催される防災訓練に積極的に参加をしていただき、会員の方々の参加へとその裾野を広げていただきますようお願いをしているところでございます。さらには、障害者福祉センターと連携しながら、地域の、例えば民生委員の会合になるべくその地域でお住まいの障害者を講師として出席をさせていただきますして、地域の方々に具体的にどのようなことを、またどのように支援をしていただきたいのか、そういったところをお話をさせていただき、いわゆる出前講座を実施しております。平成23年度におきましては、常磐地区や楠地区など、九つの地区のほうで実施をいたした次第でございます。

また、地域において、災害時要援護者台帳を作成していただき、災害時における支援活動ができますように、障害者手帳の交付時に窓口で災害時要援護者支援の仕組みの説明と台帳の登録同意書の提出を促しております。あわせて、災害時に支援を必要とする人のために、要援護者編、支援者編、このパンフレットをご希望に応じてお渡しをしております。

課題でございますけれども、今後も障害者が地域でどのような支援を望み、それをどう地域の支援者に伝えていくか、ここのところは大変重要であると認識をしております。そのためにも、積極的に地域に出向いて、できれば全地区で出前講座を開催したいというふうに思っているところでございます。

続きまして、3枚目、横長のA3の資料でございます。

こちらの地図は、平成23年11月作成の四日市市津波避難マップに要援護者数の人数を表記したものでございます。北の富洲原地区から楠地区までの海岸から津波避難目標ラインまでの間に居住している方の人数になります。要援護者の範囲につきましては、高齢者は要介護度3以上の方、身体障害者は2級以上の方、知的障害の方はA判定というふうに重度障害の方といたしております。12地区合計が右下に集計をしておりますけれども、高

齢者の方はマル囲いの「介」と表記をしております、1108名。障害者の方はマル囲いの「障」と表記をし、464名となっております。なお、65歳以上の障害者は高齢者のほうに集計をしてございます。私からの説明は以上でございます。

伊藤児童福祉課長

おはようございます。児童福祉課の伊藤でございます。

私のほうからは、公立保育園における突発的な大地震になった場合の避難について説明させていただきます。よろしく願いいたします。

資料16 5をごらんください。

東海・東南海地震等の大規模な地震の発生を想定いたしまして、公立保育園25園共通の保育園対応マニュアルを作成しております、その内容について説明させていただきます。今回は避難ということで、子どもが登園後に突発的な大地震が発生し、非常体制となった場合について説明をさせていただきます。

まず、在園児の状況確認をいたしまして、自園以外が避難所となっている場合は、直ちに保育園を閉鎖するとともに、避難先を園に掲示し避難をさせていただきます。避難の際の行動は園の立地状況等により異なりますのでそれぞれ作成しております、避難経路等で建物や壁の崩壊も想定される場合は複数の避難経路を計画している園もございます。特に、津波のおそれがある海拔5m以内の保育園につきましては、原則海岸部から少しでも離れた津波避難ビルへ避難するよう計画し、その訓練も年に1回から3回実施をさせていただいております。

また、実際に地震が発生したときには保育園から保護者への携帯電話等への情報発信は難しいと想定されますので、保護者には自主的に情報を収集していただきまして、避難所へ迎えに来ていただくこととなります。そのため、入園式や保護者懇談会などの機会を通じまして、避難時における保育園の対応として避難場所等の周知に努めさせていただいております。また、情報発信が可能な場合は、保護者に対して一斉メールを発信し、情報提供に努めることとしております。

どうしても、勤務等でお迎えに来られないといった状況の保護者様につきましては、代理の方に迎えに来ていただくこととなりますけれども、その際には、年度当初に記入いただいたお迎えカードで確認し、保護者の場合も記録を残した上でお子様をお返しすること

になります。

私立保育園につきましても、公立保育園共通の対応マニュアルを参考にいただきまして、それぞれの施設で避難先等を決めて保護者へ周知をいただいております。あらかじめ定めております公私立保育園の避難先一覧を2ページ、3ページに示させていただきました。また、参考といたしまして、私立保育園の耐震補強、ガラス飛散防止対策の現況を記載させていただきました。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

小林博次委員長

それでは、資料16 6、前回小川委員から質問、資料請求のあった説明をお願いします。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

前回の委員会で請求のあった資料ということで、学校等の避難所に避難して亡くなられた人員についてということございました。それで、危機管理室のほうで、国、県に問い合わせ、また、統計資料等、調査行いましたが、避難所に避難して津波で亡くなられた方についてはその状況の把握が非常に困難であり、国等としても統計的には現在出していないということございました。それで、他の資料等も検索した結果、今回災害がおさまった後、避難所への移動、または避難所内において亡くなられた方の資料を16 6の資料として提出させていただきました。

内容につきましては、2ページ目を開いていただきますと、一応性別、年齢、死亡時間、こういうものが区分されております。その中で、特に3ページの6の死亡時の生活環境区分というところで、避難所への移動中に亡くなられた方の人数、これが岩手県と宮城県と福島県、県別に分かれて数値が表記されているところがございます。これにつきましては、災害がおさまった後、避難所または避難所へ移動中ということで、地震に関連した死傷者ということで数値を挙げさせていただいております。なお、4ページ、5ページ、6ページにつきましては、その亡くなられた方の原因別とその期間別、これを区分した一覧表となっております。

最後に、別紙1として、この大災害の関連死ということで、都道府県別の死者の数を表

記した資料を添付させていただきました。

以上でございます。

小林博次委員長

ありがとうございます。

ということで、質問とか意見とかあれば順番にお受けしたいと思います。

小川政人委員

今の資料だけど、聞いているのはそういうことではなくって、体育館へ避難して、体育館で亡くなった人がたくさんいるんだよな。校舎に避難すれば、3階なりに避難すれば助かったと思われる人たちの中で、僕らが視察に行っただけでも体育館で水死した人がいっぱいいるんだよな。

それにもかかわらず、前の資料15 9の中で、避難所としての施設開放順序の中に、1番が体育館及びその周辺となっているんだよな。だから、聞いたの。だから、そういう事実を把握して、あなたらは現地へ視察に行っていないかもわからないけど、我々は行った先でたくさん体育館で亡くなった人がいるのを知っているものでな。そうすると、とりあえず、そんなときに体育館と言っていたらいかにだめだったかというのがわかるわけだ。学校まで避難していて、もう100mも離れていないところに、3階建て、4階建ての校舎があるにもかかわらず、とりあえず避難させたんだ、体育館に。体育館の2階があるところはかろうじて逃げた人もいるんだけれども、それは、これは地震のことで避難所と僕は思っているもので、水害のときの避難所かどうかわからないのだけど、地震があったら体育館というのは無理じゃないですか、1階で。その辺のケース・バイ・ケースを考えていかないと、それは確かに学校なので、後々の授業も大事かもわからないけれどもな、とりあえず人命を助けようと思ったら、当然校舎に入れるべきなのであって、校舎に入らないで死んだ人がたくさん、体育館の中が渦巻いて亡くなられたというふうに、助かった人で見ている人がたくさんいるわけやんか。地獄みたいな光景だったとかいう話なんだけど、そこをもうちょっと考えないと、体育館だというのは、ちょっといかがかなと思ったので、一度調べてよという話をした。

吉川危機管理監

危機管理官の吉川でございます。

小川委員のご指摘のところなんです、ちょっと数字がなかなか正確な統計上のものが出せないで大変申しわけございませんでしたが、その点につきましては、部内の見直し検討会の中でも課題にしておりますし、特に津波避難マップを出しましてからの津波避難ビルの指定につきましても、3階以上ということで体育館は使用しないと。学校関係につきましても、浸水区域の19校、本年度につきましては6校の屋上使用までできるような形で工事を進めさせていただくということで今進めておりますし、そういったことも踏まえまして、ご指摘のところを十分検討して、地域防災計画、最終的には見直しになるわけでございますが、早い時期にそういうマニュアルにつきましても十分検討の結果として、既にそういう方向で3階以上の避難ということでガイドライン、津波避難ビルのガイドラインで出しておりますし、そういう対応ということで徹底をしてまいりたいと思っておりますので、今後につきましては、地域防災計画の見直しの中で、さらに収容できるキャパの問題もございまして、ご指摘のところ、そういう収容の方法なり避難の方法なりも全部、全般的に渡ってくるんですが、努めてまいりたいと思います。

私どもも、仙台市のほうの荒浜小学校それから中野小学校、あるいは大川小学校の住民の方の被災した例も調べておりますので、そういったことも参考にしながら進めたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

小川政人委員

それでいいんだけど、だからそういう研究をしているのにもかかわらず、この前の委員会でこの資料15 9のところ、1番体育館及びその周辺となっているもので、学校と危機管理室ときちっとリンクされているのかどうか、その辺が、確かに学校は授業の場なんだけれども、それはまずそういう万一のときはやはり人命を助ける場所でもあるわけだから。その辺の自覚が足りないのと違うかと言っている。

葛西教育監

先ほどの件ですけれども、資料15 10、前回お出しさせていただいた資料15 10ですけ

れども、ここに出させていただいた資料は、私ども、この4月につくりました学校防災対策ガイドラインの暫定版から抜いてきたものでございます。その中で、津波避難ビルとしての指定校ということでこの19校を出させていただきまして、その下に、平成23年度四日市津波避難ビルガイドラインに基づき、上記の学校については下記のとおり施設を開放するというので、主たる避難施設として3階以上の教室、廊下、屋上等というふうな、そういうふうなことでここに入れさせていただいています。

先ほど、危機管理監のお話もありましたように、今後もきちっと連携しまして、学校でも対応ができるようにしていきたいと思っております。

小林博次委員長

そんなところですか。

森 康哲委員

資料16 5と16 7の幼稚園と保育園の資料の中で、所在地で5 m以下のラインの中に入っている園はどこかちょっと教えていただけますか。

伊藤児童福祉課長

資料の2ページの一覧表の公立保育園のほうから、まずご案内させていただきます。

海拔5 m以内の保育園につきまして、1番の橋北保育園、2番の富洲原保育園、3番の塩浜西保育園、7番の大矢知保育園、8番の中央保育園、10番の富田保育園、14番の磯津保育園、19番の日永中央保育園、24番のくす南保育園、25番のくす北保育園、計10園でございます。

私立保育園のほう、3ページのほうをごらんください。

3番の浜田保育園、5番の海山道保育園、6番の塩浜保育園、22番のたいすい中央保育園、25番の日の本保育園の5園でございます。

寺村副教育長

資料16 7の私立幼稚園ということで14園お示しさせていただきまして、海拔5 m以内というところで、今直ちにどこの園ということは事前の準備をしてきてございませんので

大変申しわけありませんが、地域的には1番の天カ須賀とか、あと海沿いでは一番間違いないのはそこ、ちょっと大変申しわけありません。1番の暁幼稚園、それから3番の富田文化幼稚園、4番の羽津文化幼稚園、それから7番、海の星カトリック幼稚園、8番のあおい幼稚園、5園です。

森 康哲委員

それぞれ、ありがとうございました。

5 mラインというのは、地震が発生して津波が発生して冠水のおそれがある、ある一つの目安で5 mラインというのを設定していただいていると思うんですけども、この中には、避難所一覧の中には、5 mラインに入っているにもかかわらず避難所が自園となっているところがあると。

それともう一つは、5 mラインにはかかっていないところで避難所が小学校や中学校になっているところがあると。

この辺のちょっと説明をしていただきたいんですけども。

伊藤児童福祉課長

保育園のほうで、先ほど一覧表のほうで見ていただきました中で、私立保育園の25番の日の本保育園様のほうが海拔5 m以内で避難所が自園となっております。こちらの保育園がこの4月に開設いただきました保育園でございまして、施設が、建物自体が3階建ての建物でございまして、そういった場合には自園の3階のほうに避難をするということになっているところでございます。

寺村副教育長

私立幼稚園のほうでございしますが、正直申し上げまして、この私立幼稚園の避難場所というのは急遽照会させていただいた状況で、今後、先ほど委員がご指摘のように5 mラインの云々というところでご指摘をいただきまして、それが自園になっている園なんかきちっと協議させていただきたいと思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

森 康哲委員

それぞれよろしくお願ひしたいと思うんですけれども、問題は、5 mラインより以上のところにある園が、小中学校へ避難というふうになっているんですけれども、小中学校のキャパというのは決まっていますよね。そうすると、自園でも、特に保育園の場合は炊き出しが可能、自園で給食を持っているところが多いと思うんですけれども、そういうところを利用できない、しないで、わざわざ小学校へ逃げる必要があるのかどうかというところと、耐震の問題もあると思うので、その辺の兼ね合いも見据えた上でこういうふうになっているのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども。

伊藤児童福祉課長

まず、大規模な地震が発生した場合、施設の今のガスの配管であったり、いろいろな施設の確認もした上で保育園を再開するという形になってこようかと思ひます。それとあわせて、保育園の職員、保育士の職員としての業務が、避難所での保育が必要な方の保育を実施するという仕事もございまして、まずは避難所のほうへ職員は出向いて、そちらのほうで従事するという形になります。

そういった中で、津波のおそれのない避難所にも職員が出向いて避難所運営に携わらせていただき、状況によって施設の確認も行った上で、自園で保育が可能であれば自園をまた再開するという形でのマニュアルをつくっております。

以上でございます。

森 康哲委員

私立保育園の9番のみのり保育所なんかは、まだ建てかえて二、三年の鉄筋コンクリートの非常にすばらしい保育所だと思うんですけれども、そういうところの避難場所も羽津小学校になっているわけですね。その辺はどういうふうにお考えですかね。

伊藤児童福祉課長

保育園の施設につきましては、公立保育園は平成23年度で耐震補強工事が全て完了しております。私立保育園につきましても、2園を残して耐震補強工事は済んでいる状況でございます。そういった中で、みのり保育所様も、新たに施設をつくっていただいた保育園

でございます、耐震診断的には全く問題のない園ではございますけれども、こういった、想定を超えるものの状況もあります。施設の中で配管等の問題もあるかも知れませんが、そういったことで一旦避難を避難所のほうにするという形での共通のマニュアルを作成させていただいているところでございます。

森 康哲委員

そうすると、5 mラインに入っていないところの人まで人数のカウントをしてしまうと、かなり人数が読めないと思うんですけれども、その辺、地域との話し合いは、すみ分けはできているんですかね。

もう少しわかりやすく言います。

地域の人たちも、小学校や中学校に指定避難所として避難をされますわね。それは、5 mラインの中に、内に入っている人たちが主になって、5 m以上あるところの人たちは受け入れの訓練を主にされていると思うんですよ。

だから、何が言いたいかというと、こういうみのり保育所みたいなところは、逆に受け入れのほうじゃないのかなと。施設的に見ても、また環境的に見ても。そういうところが、避難をしてしまうと受け入れもできなくなっちゃうし、その辺、どう考えているのかお尋ねしたいんですけど。

小林博次委員長

誰が答弁する。根っから手が拳がらないが。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

避難につきましては、地震想定ということで津波の5 mラインというのは非常に、いつも申し上げているんですが、安全ラインではないということで、避難を一時的にその区域よりもさらに避難場所を定められているところも選択肢の中にはあるのかなと思いますし、ただ、避難所の設定につきましては、指定避難所は117ございますけれども、当然それ以外の保育園でも、耐震で、今森委員のご指摘のところもございますし、それは臨機応変に災害対策本部から指定をさせていただいて、キャパをどうにか分散させるということも当

然指示をさせていただけるところです。

避難所につきましては、保育園、幼稚園に限らず、緊急避難所、公会所等につきましても耐震性のあるものについては活用していくということでございまして、指定避難所はあくまでも集合避難所ということで限定をしておりますけれども、考え方としましては、指定避難所以外にキャパを求めるということも前提で考えておりますので、ただその辺が、教育委員会のほうと十分地域防災計画の中にも規定をしているのかといいますと、まだまだ詳細のところは臨機応変にその都度指定をするなり設定をするなりというところもございまして、それも一つの見直しの課題なのかなというふうに認識をしております。

ですから、今のところ、地域との協議も、これからガイドラインもできまして、教育のほうも入っていただく、あるいは園のほうもかかわっていただく中で、そういった課題については訓練も含めて解消していくような方向で努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

森 康哲委員

このみのり保育所の場合は、羽津小学校と同じぐらいの高さにある園なんですね。5 m以上というか、もう七、八m以上あるところに所在する園なんですよ。そこが小学校へ逃げても余り意味がないというか、逆に鉄筋コンクリートの新しい建物なので、耐震性は羽津小学校よりはとれていると思ひますし、数字的にはね。

そういうのを見ると、もう少し所在地によって見直しをかけていかないといけないところがあるのかなと思ひますので、その辺の精査だけよろしくお願ひしたいと思ひます。

小林博次委員長

みのり保育所とかそれ以外にもあるかわかりませんが、一度見直ししてください。見直したら、結果だけ報告をください。

中村久雄委員

このマニュアル、学校のマニュアル、それと福祉部のマニュアル等々を見させていただきまして、避難ということは、何とかいう地震ハンドブックに3分、3時間、3日という

ものがあつたんですね。この対応のイメージ図の中で、目安となるような時系列を入れていけばちょっとわかりやすくなるのかな、イメージをもっとしやすくなるのかなというふうに思います。

この言葉の問題も難しい問題で、避難所、生活する避難所なのか、津波を一時的にしのご避難所なのかという部分もなかなか難しい問題が、この時系列を示すことによって、大体目安の時間がわかりやすくなるのかなというふうに思いますけど、その辺のこれから地域防災組織等々、障害者の方にもいろいろ説明すると思うんですけども、そういう形で、時系列、見やすくなる時間というものは入れたほうが、例えば二次避難所なんていうものは、一旦収容避難所に入って、そこで生活がなかなか困難だといっているんですけども、だから、2日後、1日は必ずたっていると思うんですけども、そういうふうな認識というものが、すぐに開設できるわけじゃないし、そういうところも入れる考えということはどうでしょうかね。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

今ご指摘のありました件につきまして、危機管理室としましても、教育等とこのマニュアルにつきまして再度一次避難所、二次避難所への避難状況とか、先ほど言われました3分、3時間、3日、こういうところ辺のところを検討しまして、マニュアルづくりの中で生かしていきたいと、今後考えております。

以上です。

中村久雄委員

ぜひお願いします。

あと、森委員も指摘があつたように、学校や保育園等々、マニュアルをつくる時に、地域の方とこのマニュアルづくりの中で、そこへ入ってつくっているのか、学校は学校でつくっていると、今の段階ではそういうふうに推測するんですけど、そういう認識でよろしいでしょうか。

葛西教育監

教育監の葛西でございます。

これは、昨年度の3.11を受けまして、昨年の秋からまず暫定版を一つつくり、そしてこの4月、5月に学校が再度見直してつくったものです。今後地区防災組織の皆さんと学校が協議をしていくと。その中で、学校のこういうマニュアルも出させていただいて、その中でどうしていけばいいかというふうな協議の中で、さらにより現実的なものにしていきたいなと思っております。

中村久雄委員

ぜひ、そういうふうに早くお願いしたいと思います。

それと、福祉部のほうの障害者対応のところですけど、障害を持ってどういうふうな支援が私たちは必要なのかということ、民生委員の会合等々に出かけて理解を深めるというのは非常に結構なことだというふうに思います。

あと一步、せっかく四日市の地域防災連絡協議会等々ができたんですから、その障害者団体を理解する、そういうトップだったり、防災リーダーの方でも結構、防災リーダーの方ぐらいしかなかかなか行けないと思うんですけど、そういう方のいるところへ出向いて、自分からこういう障害をお持ちの方はこうなんだというものは、実感できるような、そういう教育体制というか、だから、お互いが理解できなかつたらなかなか難しいと思うんですよ。だから、二次避難所も避難所の中で、そういう理解を、サポートする方がいらっしゃったら、自分はどうなるのだと見通しが持てれば、障害を持った方は同じように生活できますからね、できる方はたくさんいらっしゃると思うんですよ。理解できなかつたら、何かうるさいのでちょっといらいらするわ、どこか福祉施設へ行ってくれというような話になってくると思うんですけど、二次避難所もそんなにたくさんの人を受け入れるような状況にはないところもいっぱいですからね。ということで、やはり相互理解を深めるような、そういう教育、教育と言ったらおかしいな、そういう防災協議会の研修等々の中で、そういうことに出向いていくという、例えば障害者団体のお祭りとかイベントごとなんか、そこへ皆さんちょっと一度行ってみましようよということがいいかなと。

去年私も手話祭というやつにちょっと行かせていただいて、そこで感じたことは、手話通訳の方は、手話の方のためにやっているだけではなくて、手話祭へ行ったら、手話の方が前でしゃべるんですよ。前でしゃべってやっているんです。それは僕ら全然理解でき

ない。そういうことを、ちゃんと音声でそれを手話のことを見て、音声で我々に伝えてくれるというようなことがぼっと気づいたんですけれども、そういう気づきなんかもやはり地区防災リーダーの方なんかにはぜひ持っていただいて、地域の中でお互いに理解し合っていけるような、これからのカリキュラムの中で入れてほしいなというふうに要望しておきます。お願いします。

小林博次委員長

要望だけですか。

中村久雄委員

危機管理監、何かあれば。

あと福祉部長もお願いします。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

ご提案のところ、本当に地区防災組織の連絡協議会もできましたし、今福祉部のほうでも障害者団体のほうへ積極的に参加をしていただいているところもお聞きしましたので、もっと福祉部のほうと密接に連携しながら、そういったカリキュラムというお話もございました、具体的なそういった対策の中へ施策の中へ積極的に取り入れていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

市川福祉部長

先ほど中村委員のほうからもいただきましたけれども、災害時要援護者について、地域で対応していくためには、私どもの部とそれから危機管理部門、それから地区市民センターを管轄する市民文化部、この3部の連携というのは非常に重要というふうに考えております。

また、先ほどの障害当事者の方の実際の状況を防災に携わる方に知っていただく、この努力というのはやっぱり欠かせないものというふうに考えております。聴覚障害者の団体

から、地域の防災訓練に積極的に参加したいというようなお申し出もいただいておりますので、また危機管理室と連携しながら、そういった取り組みについても進めてまいりたいというふうに考えております。

今後またいろいろ課題はございますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

中村久雄委員

ぜひお願いしたいと思います。

一つ、障害をお持ちの方というのは、そういう一般の方のいらっしゃるところへ少人数で行くというのは非常に勇気の要ることだと感じています。ですから、その障害を理解される方がいらっしゃったら安心して行けるわけですがけれども、だからそういう意味でも、健常者と言われる方が足を運んでいくような取り組みを進めていくことが、障害者の方も防災訓練に来やすいでしょうし、そういう形でぜひお願いしたいと思います。

以上です。

荒木美幸委員

今の中村委員の関連にもなるんですけども、災害時要援護者のところで今ご説明をいただきました資料16 4の2ページにさまざまな場合の支援のポイントというのが記されているんですけど、この中で、例えば目のご不自由な方が連れていらっしゃる盲導犬ですとか、あるいは耳の不自由な方の聴導犬、あるいは体のご不自由な方の介助犬といったような、そういった盲導犬、介助犬などの記載が少し抜けているような気がいたしますので、こういった方々がそもそも四日市市にどれくらいいらっしゃるのかということと、そういった方々の手当てとしてこういった支援をするときへのポイント、そういったものは共有されているのかとか、そういったことを少しお聞きしたいと思います。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長、水谷でございます。

まず、盲導犬につきましては、四日市市内で市のほうで把握している限りお一人でございます。聴導犬につきましては、ゼロという状況でございます。

この支援のポイントにつきましては、実は危機管理室のほうで平成22年度に発行いたし

ておりますパンフレット、「災害時に支援を必要とする人のために 支援を要する人の準備 (要援護者編)」というパンフレット、それから「災害時に支援を必要とする人のために 支援する人の心構え (支援者編)」この二つのパンフレットをもとにして、抜粋というふうな形でつくらせていただいております。

ただ、盲導犬等につきましての注意事項につきましては、このパンフレットには記載がございません。ただ、盲導犬等につきましては、基本的にはその盲導犬を連れていらっしゃる障害者の方、その方の責任においてきちんとその盲導犬を管理していただくということが基本でございますが、また障害者団体のほうとも一度協議をして、その辺のところが必要ということであれば、また危機管理室のほうとも協議をさせていただいて、改訂が必要ということであれば、また進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

荒木美幸委員

ありがとうございます。

盲導犬がお一人ということですから、その地域の方のこれからのいろんな講習会の場面をお願いしたいのは、やはり盲導犬というのはいわゆるペットとはまた違って、人生のパートナーという位置づけがありますので離してはいけませんよね。そのことの理解を、やはり周りの方にきちっと伝える必要があるかと思っておりますので、そういう手当てを、個々になるかと思っておりますけれどもいただきたいというふうに思っておりますので、これは要望です。よろしく申し上げます。

以上です。

水谷障害福祉課長

出前講座の中では、視覚障害者の方への支援というふうな部分では、いわゆるガイドヘルパーにもご同席をいただいて、具体的に視覚障害者の人に対する支援のポイントなりというものはその出前講座のほうではご説明をさせていただいておりますが、あわせて盲導犬の部分につきましてもそこのところに入れていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

小林博次委員長

それでは、資料に基づいた質問は大体完了させてもらって、10分ほど休憩させていただいて、今度は避難所へ避難、避難先へ避難ということで議論しますから、その点について議論をさせていただきたいと、こう思っています。

それでは、この時計で5分、11時5分まで10分間休憩。時間厳守。

10:55 休憩

11:05 再開

小林博次委員長

それでは、会議を再開させていただきます。

本来の避難、これについて議論をいただいてまとめにしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

これ、避難の中で、資料で出させていただきましたが、障害者の数でいくと例えば楠地区が206人、これは、こんな大変な人たちをどうやって避難させようとしているのか、いまいわからないところがあるので、ちょっとご説明いただけませんか。資料16 4。

これは、福祉部の説明の中にも自助、共助、公助とあったな、これは基本なんだけど、障害者が自助と、自分でどう逃げるかということもあるわけだね。共助なので、誰かが助けてやってくれることもあるわけだね。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長、水谷でございます。

楠地区の例えばその206名の方というところでございますが、自助、共助、公助の部分につきまして、自助につきましては、ご本人が、先ほどのいろいろ障害をお持ちだと思いますけれども、例えばご自身が隣近所に声がけをしていただいで、こういうときには助けてほしいとか、そういうふうな声をご本人が上げていただくというふうな部分が必要、例えば声がけをしたり、あるいは薬とかが常時必要な方であればそういった薬を常にご自身で備えていただくというふうなこととか、聴覚障害の方であれば例えば防災安心ネットの

ほうにご登録をいただくとか、そういうふうなところが必要になってこようかと思えます。

共助あるいは公助の部分につきましてですけれども、災害時要援護者台帳を各地域のほうで作成をしていただく、これは平成18年度からスタートしていると思えますけれども、障害者につきましては、私どもが障害者手帳を交付するときにそういった仕組みを説明させていただき、台帳登録の同意を求めています。台帳登録にご同意をいただいた方、例えば具体的には全市的に見ますと、障害者の65歳未満の対象者の方が約4200名ほどいらっしゃいますけれども、ご登録をいただいている方は34.9%というふうにデータで出ております。これは、単身世帯を考えますと、障害者全体で単身世帯の方はおおむね13%ぐらいですので、その13%を大きく上回る34.9%ということで、地域の支援、そういうふうなところをご同意いただいて登録をしていただいているというふうに理解をしているところでございます。

公助の部分につきましては……。

小林博次委員長

そんな質問ではなくって、例えばの話で、楠地区で要援護3以上の人、これは、要援護4、5ならここにいても身動きは無理だろうと思うんだけど、合わせて障害者も含めて、どうやって避難させるのかということ、避難が課題で、自分で動いていける人とか、それから誰かに助けてもらわないと動けない人とか、その辺をどうやって避難させようとしているのか、そのこのところがいまいわからないのでどうなっていますかという質問なんだね。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございますが、災害時要援護者の避難方法ということで、現在地域でいろいろ、地域によっても違いますけれども、いろいろ検討されているのがリアカーとか車椅子とか、その症状によって違いますし、介護者の中には手を携えることによって避難できる人もおみえになるので、その障害程度等によって異なりますけれども、それと、あと1点は、先般も言わせていただいたんですが、歩くことが困難な方に関しましては、特別に道路等が、交通が許されれば特殊車両としまして緊急車両として指定をして、バスでこういう方が集中された施設等からの搬送というものも検討する、一つの手段ではある

と危機管理室としては考えております。

以上です。

小林博次委員長

一般論としてはそういうことなんだけど、楠地区の場合どうやってするのかと聞いているの。一般論はそれはわかっている。一般論では、実際にこれ、本当に逃げられるのかなと思っているわけだ。だから、それだけ障害者がいれば、障害者団体で、我々としてはこうして避難させたいとか、さまざまにあると思うので、それが僕はわからないから、どうなっているんですかと聞いているわけです。

内糸危機管理室室付主幹

危機管理室の内糸です。

現在楠地区におきましては、11月に津波の避難訓練のほうを実施しようという形の計画をしております。その中では、当然災害時要援護者の取り扱いというか、避難について今検討をしていただいているという中で、まずは当然声がけのところからスタートしまして、どのくらいの程度逃げられる人がいるのかいないのかという調査に今入っております。です。そのこのところの調査等を踏まえて、今言ったようなリアカー等で避難させるのか、場合によっては、遠くへ避難させることが難しければ自宅の2階ということも踏まえてどこがいいのか、近いところに高台がないのかということも踏まえて、今自治会等で検討していただいているような状況です。

全てがこういうふうな形ということについて、今すぐちょっとお答えすることはできませんが、そういうことを今検討、検証に入っているという状況になっています。

以上です。

小林博次委員長

わかりました。実態としてはまだきちっとできていないが、これから調査をして対応していくということになるわけだね。

内系危機管理室室付主幹

はい。訓練等の中で、実践的に多く取り組んでいただくような形で今指導等をしております。

小林博次委員長

きちっとできていないだろうなというふうに思っているから質問したわけで、だから、その辺をきちっとしてあげないと、津波が来たときに被害を最小限にとめるということにはなりにくいと思うのね。だから、具体的に避難できるような、避難先まで含めて、例えば避難というのは避難所だけに限りません、道路であったり、ともかく水の来ないところまで避難させるかということがまず第一義で、病人とかそんなことも、けが人も出てくるわけですから、そういう場合は病院へ運んでいくとか、ただし、その病院が水の中へつかってしまうところもあるわけで、四日市市も、その対応はできているのかというところまで、実際には、事前に対応しておく必要のある事からなんだよね。

とりあえず、どうやってこういう人たちを避難させるのだと、その辺が一番大事なポイントになるかと思うので、論議をしたところです。

土井数馬委員

昨日も、部長も見えていましたけれども、災害時要援護者が要介護高齢者、重度障害者はもちろんそうなんですけれども、ただ単に本当の高齢者の方で、地域によって高齢化率が違うのであれば、元気な高齢者の方といたしましても災害時に果たしてちゃんと逃げられるのかどうかという問題があると思うんですよ。ですから、その地域によっては、圧倒的に高齢者率が高いところでは、1人に1人ぐらいしか連れて行けないわけですね。となると、元気な方のほうが少ないところはどうやるのだというのが問題になっていたような気がするんですけども、その辺の把握も、その地域と隣の近い地域とか、町は違ってそんなふうな相談もしていく必要があるんだろうと思いますし、台帳につきましても、ここにもありますけれども、台帳を活用しての災害を想定せよというふうな、これはまだちょっと徹底もしていないようですし、台帳は私自身は見たことがないものですから、どこまで書き込まれているのかわからないわけで、その辺のこともまた精査していただく必要があるんじゃないかというふうに思います。

ですから、きのう出た老々介護というような、高齢者の方が高齢者を連れて行くようなことでは心配で仕方がないわけで、基本は歩行で逃げよということですので、さっき言いましたように、リアカーなんてそんなにないですよ。リアカーを持っているって、多分そんなにないと思いますしね、運べても2人ぐらいしかよう引っ張らないわけですしね、高齢者の方がそんな1人で2人引っ張れるようなこともないわけで、その辺のところもちょっときめ細かく想定しながら考えていただければというふうに思っておりますので、その辺だけはちょっとまたお願いしたいと思います。

市川福祉部長

昨日の日永地区の地区懇談会でも話題になった、要介護の方あるいは災害時要支援者の方の取り扱いです。

私も、きのう、いろいろ感じたんですけれども、団地なんかでは一気にもう高齢化が進みますので、本当に近所まわりを見ても、70歳以上の方ばかりとかそういうふうな団地も多いわけです。その中で、やはり災害時、支援をする側とそれから支援される側、これについて、2人の高齢者が1人の高齢者を見るとかというケースもあってもいいのかなど。以前のように、65歳以上は全て弱者というふうにみなすような、ピラミッド型構造の人口構成のときではそういう考え方があったんですけど、今後どんどん高齢化が進んでいく中では、元気な高齢者はちょっと弱い高齢者の手助けをするとか、そういうことも考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。

危機管理監とも今朝ちょっと話していたんですけれども、次の地域防災計画をつくっていく中で、そこらあたりについても、ある程度の地域での共助のあり方について、考え方のベースを整理させてもらって、地域とかあるいは民生委員とも議論をさせていただく必要があるかなというふうに認識しています。

重々、先ほどのお言葉は生かしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

土井数馬委員

資料16 3を見ましても、イメージですけれども、情報が地区市民センターや楠総合支所から出るわけで、その支援者の中の自治会長なり民生委員なりいろんな方がみえるんで

すけれども、民生委員の方1人でやはり何十人も見ているという場合は到底無理なわけで、そのあと協力ということで家族や近所の方などが入ってみえるわけなんですけれども、自治会長でもそんなにたくさんの方は見られないわけで、今私ども自治会でも組長というものの、前は組というとなら大体5軒ぐらいだったのが、今もううちでも7軒、10軒ぐらいになっている。新しい自治会の組ですと、20軒ぐらい持っている、回覧板を3カ所ぐらいで集めるようなところもあるわけで、そういう地域の組織の見直しなんかも誘導していく必要があるんじゃないかというふうに考えている。これはもう防災に関してだけではないし、いろんな決め事でも余り大きくなるとなかなか決まらないということもありますので、その辺、課が違うかもしれませんが、そういったことも、底辺で考えていただいて、防災に活かしていただきたいなというふうに思いますので、これはよろしく願いをしておきます。

以上です。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

先ほど福祉部長も言われました連携してというお話でございますけれども、十分その辺、対象者も考えながら、それと、救出、救助のあり方ということもちょうど地区防災組織、一つにまとめていただいて、先般も幹事会も開いておりまして、非常に意識が高い、その中で、まず取り組んでいただくのは、災害時要援護者をどういうふうに救出するかというあり方でございます。11月を始まりとして4回ほど地区防災組織の中の自主防災隊の救出、救護のそういった研修も年に4回ほどやらせていただきますので、そういった中で、特に救出については、災害時要援護者のサポートを明確にやっぱり台帳も見直しながら、福祉部それから財政経営部が避難対策にかかわる部分でございますので、十分連携して進めたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

早川新平委員

委員長と土井委員がおっしゃった災害時要援護者で、今回こうやって出していただいたのは非常によくできていると思うんですけど、ここから先、それをどうするかという現場

のところ、これは理想が書いてあって、助けなければいけないよと、では誰が助けるのかと、その問題がいつもとまってしまう。自治会の中でも、災害時要援護者台帳をつくりましょうという動きをやっているんだけど、中には断られる方が現実にみえるんです。現実にね。

そこをどうするかということ、やっぱり各地域でも広報していただいて、できれば定例会、自治会の定例会なら定例会に行っていていただいて指導をして、どういうふうに援護者を援助するかということが大事だと思う。

特にこれを見ていくと、さっきのマップですが、楠地区が206人、隣の河原田地区は少ないけれども塩浜地区も150人ぐらいいて、逆に言うと北側の富洲原地区なんかでも210人と最多ですよ。隣の富田地区でも200人を超えている。中部地区はちょっと都会なもので、多いということはあるんだろうけれども、このところ、重点的に回っていただいて、災害時要援護者をいかにするか。

特にうちの沿岸部というのは、防潮扉が129カ所あるのを誰が閉めるかということも自治会で決定しているわけですよ。同じことを災害時要援護者で、誰が守る、現実の現場の声だと、自分のところの家が壊れたときに、そんなの助けに行くかと、行けるかというのが現実の問題で、先ほどの土井委員がおっしゃったリアカーなんて置いてありませんよ。それに対しては、こういう高齢者とか災害時要援護者がいるところにおいては、リアカーを置いておくとか、予算で、現実問題で絵に描いた餅ではなしに、それをするためにどういう行動をとらなければいけないかということ、リアカーで運びますと言ったら、土井委員がおっしゃったように、ではリアカーがないんだから、こういう高齢者の多いところには設置をしておくとか、そういった具体的な論点が僕は一番大事になってくるのかなと。

これはよくできているんだけど、そこから先の実施しなければいけない、誰がやってくれるんだというところを、今市川福祉部長がおっしゃっていただいたけれども、できれば福祉部なり、市民文化部なりがいろんなところに出向いてもらって、定例会のところ、自治会長がやっぱりどうしても組親も含めて、自治会組織を現場で活用していただかないと、委員長がおっしゃったように絵に描いた餅になるのでね、そこだけがちょっと危惧をするので、今後9月になったら防災訓練が各地区でいっぱいあると思うんですけれども、自治会長が中心で出てきているというのが現状ですので、お願いしていかなければならな

いのかなということだけ、ちょっと肝に銘じておいていただきたい。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

ご指摘のところ、本当に今までと違って、昨年12月に発表された県の浸水区域でもそうですが、津波が避けられないと、四日市市も津波が3.6mという、先般概略の数字だけを出しましたけれども、それが非常に時間の勝負というふうになってきまして、今までの地震の避難とは違うんだという認識を持たなければいけませんので、そういう点については、先ほど楠地区の例がありました、11月には津波避難ということで、11月を待たずにやられるところがありますけれども、それぞれ港地区とか沿岸部の地区、ここで津波避難の訓練をやっていただきますので、そういった中でもやっぱり地区防災組織を中心にして、我々も参加させていただいて、その辺の本当に災害弱者をどうするか、リアカーで逃がす、あるいは先ほども室長が言いましたが、緊急車両を活用できないのか、本当に集団、広域の避難ということも考えなければいけませんし、なかなか自動車は逃げられないというのが現実でございますけれども、いろんな手だてをし、さらに津波避難タワーなりそういう避難施設を建てる以外ないのか、十分調査もしながら現実に合わせた訓練をしていただいて、できる限り障害者や災害時要援護者のご参加もいただけるような徹底をしていきたいと思っております。

津波は本当に、100km、150kmという速さで押し寄せてまいりますので、映像で見ていただいた東北地方の例がもうそのとおりでございます。歩いて遅ければ逃げられない、これも現実でございますし、50cmであっても押し流される、命を奪われるというのが現実でございますので、そういったことを本当にPR、啓発もしながら、現実が迫っていることをやっぱり援護者の方にも認識をいただいて、サポート体制を整えたいと思っております。よろしく申し上げます。

竹野兼主委員

今早川委員からの意見で、この要介護者、障害者とありますよね。先ほども言われたように、拒否される方というのかな、きちっと調べてもらってあることに関しては、こういう資料がきちっとあってそれを利用するというように、今吉川危機管理監も言われたわけ

ですけど、そここのところのコミュニケーションというか、これはもう当然福祉のほうでこういう場合にはどうするのかという意思の疎通みたいなものが重要になってくると思うんですけど、そういう何か方法を考えられているのがあるのかどうか、まず一つ。

それと、これは全てのことに言えると思うんですけど、例えば津波が来る、地震が来る、来ても私は逃げたくない、もうこれで死ぬんだったらもう満足だという人たちもいっぱい出てくるのでは、いるんじゃないかなということもあるわけですよ。そういう場合の、例えば行政として、そここのところで自助、共助という話をするんですけど、考え方だけ、それはもう一生懸命全てのいろんな内容も含めて対応するように準備はしているけど、そういう方たちが否定された場合には、もう行政としての力はこれ以上及ばないというか、それでもまだ私たちはこういうような努力をしますという方向性みたいなものがあるのかどうか。

それと、先ほど言われたみたいに、時速150kmで、何百tもの塊が津波として襲ってきて、それを受けた場合にはこういう形で破壊されるんだというような、そういうシミュレーションというか、例えばそういうビデオ的なもの、これはたまたま視覚から入るというものは、危機感をすごくあおっているのとは違って、正しい情報を受けることというのは重要だと思うんですけど、そういう防災訓練のところに主としてそういうものを供給して置いておくような、皆さんに見ていただけるような資料というようなものもつくったりすることもひょっとしたら必要なのではないかなみたいなことを、今の早川委員のほうから言われた中で、ちょっとそういう場合はどうするつもりなのかなと。

まず、こここのところの今、特別委員会の中では防災対策なので、避難のところで、避難をする、基本的には避難をするのが当たり前というところなんですけど、避難しないという、自分たちの地域の中でもそういうような言葉を聞くこともあるので、そここのところは一切今話にはありません。否定的な話ではなくて、そういう場合のところはどういうふうにされるのかなということ、改めて少し考え方だけでも教えていただけたらと思います。

小林博次委員長

慎重な答弁が要る部分もありましたが。

市川福祉部長

委員長のほうから慎重な答弁がということでございます。

竹野委員からのご質問というのは、なかなかこれは、人生哲学といいたいでしょうか、その人、お一人お一人の生き方、それから宗教観とかそういう部分もありますよね。

私どもができるのは、平時にとにかく支援が必要な方につきましては、要援護者台帳にご登録いただけるように、民生委員なり、それからあと障害者の方については行政のほうから直接働きかけをして、なるべくそのときに個人情報地域を地域のほうに出すことを同意していただく、その説得に当たるというのが平時にできることであるというふうに考えております。この努力はやっぱり最大限していかなければなりませんし、その努力の積み重ねが1人でも多くの方の命を助けることにつながっていくということで、福祉部としては努力をしてまいる所存でございます。

津波の来るまでには、先ほど押し寄せてくるというふうにおっしゃいましたけれども、一定時間のタイムラグがあります。1時間20分というふうに言われておりますけれども、私どもとしては、その1時間20分の間に最寄りの津波避難ビルに、一人一人、支援が必要な方につきましても何とかたどり着いていただけるように考えていかなければいけないと。

小林委員長がおっしゃいましたが、まだお一人お一人の人について、どういう人がそこまでどんな手段で運ぶかということまでは、張りつけることができておりません。ただ、そういうことを張りつけられるように、最終形としては、そういうことまできちっとフィックスできるように今から進めていかなければならないというふうに考えております。そのためには危機管理室と福祉部、それから地区市民センターあるいは楠総合支所を管轄する市民文化部との連携が一番大切だというふうに考えております。

以上です。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

平時の場合も含めて、事前準備といいますが、事前防災というのは非常に重要であるということで、今福祉部のほうの対応ということになるんですが、ただ、私の立場から申し上げますと、前職が消防本部でございますので、先ほど救出、救助のそういったものもことしから提案させていただいて、自助、共助の中でも、とにかく助けるという部類に入っ

てまいりまして、避難だけのくくりで済まない。私はそういう対象は、援護者の方は、やっぱり救助できるのかできないのかと、そんなところまで、私の立場でいきますとそういう使命感を持っていなければいけないというふうなことでございます。

ですから、そういう意味では、85%が台帳でつくっておりますサポート体制、さらにそれを見直すとして、あとの15%の方、これを、やっぱり消防関係では明確に把握もしておりますし、それから、今初動会議を、昨年、私に来てから立ち上げまして、警察も協力してもらって、自衛隊はちょっとすぐには来ませんが、ヘリで飛んでくるとか、1時間のうちに何ができるかということもこれから議論をしていきますので、そういった中で、救出、救助というものを行政の中の担当できるところで、補えないところはさらにやると、それぐらいの使命感を持ってやっていきたいなと。

ただ、登録をやっぱりしていただくということが前提でございますので、把握もしておりますけれども、そういったものをさらに進めるということが対策でしかないということでございますけれども、人生観はいろいろというお話もございましたが、私は、どんな方でも最後は、東北地方の例もございましたけれども、はたしてでも逃げるとというのが現実でございます。それを、火災等で私は見ておりますし、助けられなかった現実を本当に私も経験をしたこともございまして、そういう意味では、消防職員、消防団員の方はそれだけの使命感を持っていると。私はそういう中で検討をし、対応をとるべきだというふうに理解しております。よろしく願いいたします。

竹野兼主委員

答弁、よくわかりました。

ただ、避難するという、当然火事だったらみんな誰でも避難するんですわ。地震が起って、情報を今もどうすれば伝達できるのかというのが非常に難しい中で、しっかりと避難してもらえるとマニュアルづくりも今こうやってしっかりとやってもらっているというふうには私自身も思っています。だから、それがいかに効果的になるかということが、本当に市民の皆さんにいかに伝達できるかということが重要ということ、それと、基本的にはしっかりと助けるんだという思いがあるという、行政側の方向性だけは聞かせていただきましたので、それに沿って、議会ともども協力していく必要があるんだなということを改めて認識させていただきました。

あと、福祉部のほうなんですけど、当然、この災害時要援護者、要介護者というものは、年齢がくればどんどん、その年、1年、2年、3年とふえていくわけですよね。今言われる要介護の部分の中で、こういう避難すべき登録をしていただいて、避難していただきたいというお願いをしていきたい、個人情報を整えていきたいと言われました。ふえていきます。一度それで拒否された場合、そうしたらもうそれで終わりなのかな、そういうようなことも当然しっかりというのも必要かなと思うんです。僕は、今自分が言っていて、この今福祉部の事業の中で、本当にいろんな事業をされているので、どこまでが、例えば1回行ってそれで終わりなのか、少なくとももう一度ぐらいは行くべきなのかというのは、福祉部長の福祉部を運営していく中での方向性でというものはあると思うんですけれども、その辺のところもまた、今、答えを出して何回行きますというような話をしろというわけじゃないんですけど、そういう状況の中での丁寧な対応も先ほどの危機管理監、それから市民文化部と協働してという話を言われましたので、もう拒否されたからとそのままに置いておくわけではないとは思いますが、そここのところのフォロー面というのも、より効果的な対応をまたぜひお願いしたいと思います。これは要望でお願いしておきます。

樋口博己委員

先ほど危機管理監が災害時要援護者の登録が85%だと、15%残っているという発言をされたかと思うんですけれども、その上で消防本部としてもそういう実態も把握しているというふうな発言をされたかと思うんですけれども、これ、今数字を出していただいたのは、海拔5mよりも低いところの各地区の数字だと思いますけれども、ちょっと数字が少ないのかなという思いと、あと、では実質、この対象者は、実際はこれだけみえて、その中で登録されたのはこの人数ですよという数字なのかなと思うんですけれども、対象者となるような数字というのは、地区別で、この資料に当てはめた数字として数は出ているのかどうかをちょっと確認したいと思います。

あと、障害者に関しては、これはもう手帳を持ってみえる方を、この地域に住んでみえる方の人数を把握したということになるので、これはもう実態がこの数字だということではないんですよね。

ちょっとその2点、確認させてください。

吉川危機管理監

危機管理監の吉川でございます。

全体の危機管理監として把握しております災害時要援護者の方、登録者が約1万8000人余りで、各地区ごとに把握しております。高齢者の方であるとか単独の独居老人の方であるとか、その中で1万5600人余りですが、ちょっと数字はきちっと出ておりますけど、その中で85%、1万5000の方が災害時要援護者の台帳を作成された方ということでございまして、この率をさらに上げていくということが大切で、ただ、沿岸部の部分は今要介護3級であるとか、障害者の部分は今お示しの数字でございまして、その辺、先ほど福祉部のほうでもお話がございましたが、災害時要援護者というそういう対象も明確にやっぱり把握するだけではなくて、本当に災害時要援護者なのかどうかというところも精査をしながら、やっていかないと、ただ高齢なだけで登録されるという場合も非常に多いというふうに聞いておりますので、ただ、数字的にはそういう85%という数字は明確に出ておりますので、ちょっと申し上げたということでございます。

以上です。

樋口博己委員

そうすると、この数字というのは、障害者や要介護3以上の認定者の数字ということですか。災害時要援護者登録云々は関係ないということなんですかね。要介護3以上という人ということですか。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。

そこに上げてございます数字は、あくまでも推計なんですけど、要介護3以上の方で、津波が到達するというラインよりもこちらに何名おみえになるかという、その単純な数字で推計でございます。障害者につきましても同じように、その町には身体障害者1、2級もしくは療育手帳の方がそれだけの人数おみえになるということで、これはまた同意とは全く違うものでございます。

以上でございます。

樋口博己委員

そうすると、災害時要援護者登録の対象者全員の数だということに理解してよろしいですかね。登録、登録していない別として、対象となる方を全員この数字に入っているということですか。

福祉部長は首を振ってみえますけれども、その辺はどうですか。その数字がわかるのかどうなのか、お答えいただきたいと思います。

市川福祉部長

こちらのほうのマップに書いてありますのは、もし避難をされて第一次避難所に行かれた後、二次避難所に行く必要があると思われる重度、非常に介護なり福祉なり医療なりが必要になってくると考えられる方の数でございます。

災害時要援護者リストといいますのは、高齢者につきましては、65歳以上単身あるいは65歳以上の家族だけで住んでいらっしゃる方が全員対象になりますので、地区によりましては、それが実際に災害時に支援が必要かどうかということの精査を余りシビアにせず登録している場合もあります。ですから、人数的にかなり膨らんでいる場合がありますので、福祉部として今回出させてもらったこのマップは、実際にリアルにこれだけの人数の方がどうしてもご自分の力だけでは逃げられないであろうということを書かせていただいた数字です。ですから、乖離がございます。

樋口博己委員

わかりました。

そうしたら、これは災害時要援護者の中で、介護認定3以上もしくは手帳等を持って見える方の数字であって、災害時要援護者対象者とは全く数字が違うということですね。わかりました。

山本里香委員

表の説明、ありがとうございました。人数としてこの一覧表は二次避難所という福祉的な医療的な立場が必要だなということだということです。

その前に戻りますと、先ほどから災害時要援護者のリストの話が出ているんですが、登

録をする、しないは個人にかかわってくる部分もあるし、言われたように年齢と暮らし方のことでリストアップしているから、いろいろな段階があると。これを掌握しているのが自治会長から地区市民センターとなるわけですが、この内容の、入れかわりもあったり、状況が変わったりもするときのメンテ、結局はそれはもう最終的にはさっき土井委員が言われたように、地域でわかっている範囲の中で細かく、細かく見ていくことがそのリストとタイアップして必要になってくることだと思うんですが、そのメンテナンスの方法とかはどうなっているんでしょう、システムの。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。

メンテナンスにつきましては、毎年1回新たに65歳以上になられた单身の方、それから65歳以上の高齢者だけの世帯の方のリストを抽出いたしまして、そして毎年1回、これも8月末にも各地区の民生委員に再度この方について同意があるかどうかということをお願いさせていただくというふうなことをさせていただきます。

それほど、先ほどちょっと竹野委員のほうからもおっしゃられました1回行ったらもうそれで終わりなのかというようなことも重ねてお答えさせていただきますと、今回まだ1回対象になったものの、そのときは要らないというような方のリストも一緒に出させていただきますまして、それを参考までに民生委員にお渡しをしていると。そういう形で上がってくる、同意が新たに上がってきた方については、私どもとしてはまた地区市民センターのほうへ、こういう方が新たに同意をされましたということで情報を提供させていただく、そういう状況でございます。

以上です。

山本里香委員

毎年新しい年齢のところでも新しく対象年齢になる方と、今までの漏れ、漏れというか、そのところでリストが地域へ来るということですが、今まで登録をした方の中でも、結局は大事なことは、どのような状況なのかということ、それぞれの地域ぐらいのところをつかんで、実効性のあるものにしていくということをするとなしには、登録された方の中でもいろんなレベルがあるということだと思います。

だから、このシステムは、本当に登録を一番初めにされるときから苦勞をされて、民生委員とか地域が、されてここまで来たんですが、これを実効性のあるものにつくり上げていくということが、もう役所の対応ではやっぱりもうこれ以上は限界が来ると思うんですが、地域とのタイアップの中で、もちろん指導は要りますけれども、示唆することは要るけれども、それを実効性のあるものとして使っていくシステムを地域でつくらせるというか、それが、地域でやっているところはあると思うんですよ。ただ、大きな地域になると、やっぱり先ほどのように難しいので、それらが実効性のあるものにしていくためのこれからの方向性をやっぱりつくっていくべきだというふうに思いました。メンテがやっぱり大事で、なぜメンテが大事かという、実効性のあるものにするということだと思いますが、いかがでしょうか。

坂口危機管理室長

危機管理室の坂口でございます。

先ほど山本委員のほうからご指摘等、ご意見等ございましたこの台帳の使用法、これにつきましては、関係各部、協力しながら特に地域の防災、自治会、こういうところと連携を図りながら、メンテにつきましても実質的な災害時要援護者の現状が把握できるような形で、いざあったときに実効性のある台帳をつくり上げて活動していきたいと、そのように考えております。

小林博次委員長

きょうの論議はこの程度にとどめさせてもらって、あと、とりあえずはこの海拔5m以内にどれぐらいの人数がいるのだということは出していただいた。その中で、どうしても助け出してやらないとだめな人、こういう、自分で行ける人はいいわけだから、そういうものを今度また資料として出してください。

それから、地震でけが人とか、四日市市の過去に出した被害想定がありますから、その被害想定をもとにどうやって避難をさせるのか、救護するのか、こんなことも含めて、次回議論をして、できれば次回1回でまとめ上げたいなと、こんなふうに思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

ほかに資料請求があれば、出してください。

森 康哲委員

三重県でも、県のほうの危機管理室でも取り上げてもらっているんですけど、HUGと
いうのがあって、避難所運営ゲームを取り入れているんな訓練をしているところがあるん
ですよ。そういうふうなものを、四日市市はどういうふうに考えているのか、考え方だけ
ちょっと。教育委員会のほうと連携して考えているのかどうか、考え方だけまたお聞かせ
いただければと思います。

小林博次委員長

きょうか。この次か。

森 康哲委員

資料がもしあればその資料を。

小林博次委員長

資料があれば、資料をください。

中村久雄委員

教育委員会のほうですけれども、防災マニュアル、学校への防災マニュアルをつくって、
全体的な流れで、どういう形で子どもたちを助けるかというふうな確認は必要だと思うん
ですけど、実際にいざとなったらこのマニュアルはどこに行ったかわからないの、どこに
行ったか。机の引き出しにしまっている状況なので、学校の中で、例えば一目でわかるよ
うに掲示しているような、こういう行動をなさいよとか、こういう連絡先はこうだよと
いうふうな、ちょっと地域の人が来てもわかる、学校の先生もわかるようなものがどこか
に必要かと思うんですけど、大事なものだけね。そういうものが今あるのかどうか。また
それがなかったら、このマニュアル精査とともに、どういう形でつくっていかうとしてい
るのかということがわかるようなものを、学校、教育委員会として出してほしいなと思
います。

小林博次委員長

では、そういうものを資料としてあればください。この次ね。

樋口博己委員

このマニュアルの裏のほうに、三重県の教育委員会が作成した資料というところで、防災ノートが学校に配布されていると思うんですけども、高学年、低学年ですかね。ちょっとこれを資料でいただけますか。次回また、どんな活用をしているのか、少し説明いただければと思います。

小林博次委員長

資料はそんなところですか。

では、よろしくお願ひしたいと思います。

きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

11 : 50 閉議